

(第1面)



京都府知事 様

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月30日

提出者

住 所 京都府京都市伏見区淀本町206-16

氏 名 株式会社 仁木総合建設

代表取締役 柴田峰一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-631-2135

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 仁木総合建設
事業場の所在地	京都府京都市伏見区淀本町206-16
計画期間	令和4年 4月 1日～令和 5年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 123,000万円
③ 従業員数	15人 (令和5年 3月31日)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・ (解体工事) がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 - 木くず→再生処理業者に委託して、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・ (建設工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙、廃棄物に関する管理体制のとおり。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	1, 950 t	1, 430 t
	（これまでに実施した取組） ・ 実寸発注による余剰材の発生抑制 ・ 余剰材の引取りによる削減 ・ 工法の改善による削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	500 t	300 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 梱包材の簡素化による廃棄物の発生抑制 ・ 代替型枠（鋼製型枠、埋設型枠等）工法の採用 ・ 維持修繕しやすい構造、部材等の採用 ・ 工場生産化による現場での廃棄物の抑制		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ がれき類、木くず、廃プラスチック類に分類して保管 ・ 現場作業員への分別指導・教育の実施
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状の取組みを継続する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全 処 理 委 託 量	1,950 t	1,430 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,950 t	1,430 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 可能な限り再生利用業者への委託処理の実施 ・ 委託処理業者への定期的な現地確認の実施 ・ 可能な限り優良認定処理業者への委託処理の実施		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	500 t	300 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	200 t	100 t
	再生利用業者への 処理委託量	300 t	200 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組みを継続する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物に関する管理体制

統括責任者		所 属：本社 職 名：環境管理責任者
廃棄物担当		組織名：工事部 組織人数：10人
役 割	環境委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－環境管理責任者 ・委員－関連部署長 ・事務局－管理部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者 (各現場代理人)	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

産業廃棄物管理組織図



